

次世代育成支援対策の行動計画

協会は、すでに、子を養育するための諸制度又は対象家族の介護に必要な諸制度を整備して職員の福利厚生に努めてきたところであるが、平成23年4月1日から眼に見える形の行動計画を作成し、公表することとなった。このため、公表する行動計画は、次のような趣旨のものとする。

平成23年1月1日

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用関係の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成23年1月1日 ～ 平成27年3月31日

2 目標

職員に対して、年次有給休暇、子を育成するための休暇及び対象家族の介護に関する休暇に係る各種制度についての周知徹底を図り、それら制度の利活用を推進する。

3 対策

- (1) 当協会ホームページ及び電子メールによる周知徹底
- (2) 再雇用の期間延長（65歳から68歳に）及び予備格付員制度の創設等により各制度の利活用の促進